

早いもので3月に入りました。暖かくなったり寒くなったりと気温の変化についていくのが大変な季節です。受験、卒業、年度末とあわただしい日が続く時期ではありますが、体調に気をつけて春を楽しみたいですね。今回のテーマは令和6年度税制改正大綱です。大綱には、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税などいくつかの項目に分かれています。法人課税の改正は以下の通りです。

- (1) 賃上げ促進税制の強化
- (2) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充
- (3) 戦略分野国内生産促進税制の創設
- (4) イノベーションボックス税制の創設
- (5) 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税からの除外
- (6) 交際費等の損金不算入
- (7) 外形標準課税の適用対象法人の見直し
- (8) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例

今月は(6)交際費等の損金不算入と(8)特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を取り上げて解説していきます。

今月のテーマ：令和6年度税制改正について（法人課税）

交際費等の損金不算入

令和6年度税制改正大綱では、交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準を「1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）」に引き上げるとされました。また、「接待飲食費の50%損金算入特例」と「中小企業の定額控除限度額（年800万円）の適用期限が令和9年3月末まで3年延長されることになりました。税制改正を踏まえた交際費等の損金不算入制度のイメージは図の通りとなっています。

図 令和6年度税制改正を踏まえた交際費等の損金不算入制度

	飲食費 1万円以下/人 (現行：5,000円以下/人)	交際費等	
		飲食費 1万円超/人 (現行：5,000円超/人)	飲食費以外 (社内接待費を含む)
資本金100億円超の大企業	損金算入	損金不算入	
資本金1億円超100億円以下の大企業		50%損金算入	損金不算入
資本金1億円以下の中小企業		800万円まで損金算入	

資本金1億円以下の中小企業は「接待飲食費の50%損金算入特例」の選択も可。

「飲食費」の定義等に改正はなく、現行と同様に、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用」となります。

また、現行の「飲食費の5,000円基準」では、交際費等の範囲から除外される5,000円以下の飲食費について、一定の事項を記載した書類を保存することが必要とされています。令和6年4月1日以後の支出に係る「飲食費の1万円基準」についても、書類への記載事項は保存要件に変更はありません。記載事項について図にまとめてみました。経費書類の作成にお役立てください。

図 「飲食費の1万円基準」に係る書類への記載事項

飲食のあった年月日
飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名または名称およびその関係
飲食等に参加した者の数
飲食費の額ならびに飲食店、料理店等の名称およびその所在地（店舗を有しないことその他の理由により名称または所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所もしくは主たる事務所の所在地が記載事項となる）
その他飲食費であることを明らかにするために必要な書類

特定の基金に対する負担金の損金算入の特例

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）を活用した節約策に一定の措置が講じられました。

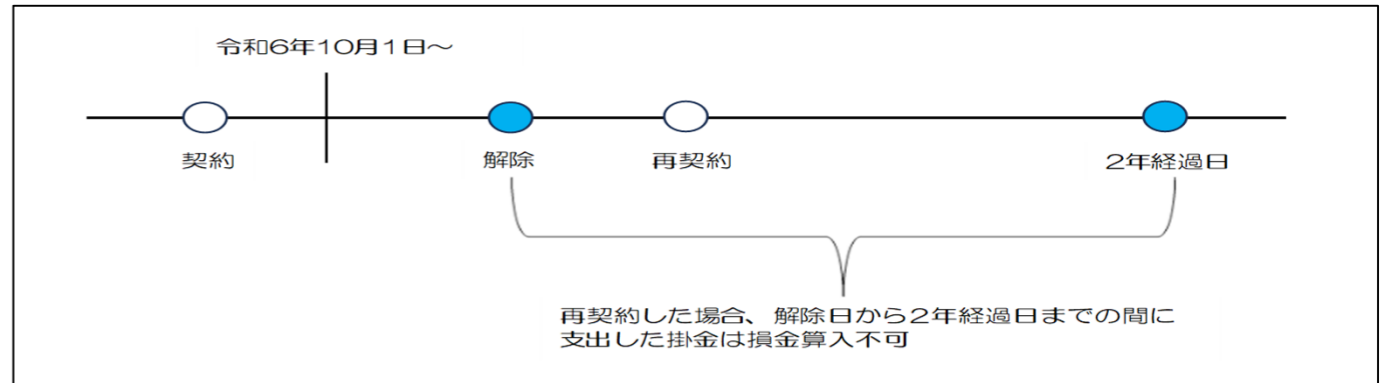
経営セーフティ共済は、取引先業者の倒産に伴う連鎖倒産等を防止するための制度です。掛金の総額800万円まで積み立てることが可能で、同掛金は、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の適用により、支払日の属する事業年度に全額損金算入できます。

ここ近年、短期間で繰り返されるセーフティ共済からの脱退・再加入の実情と節税を目的とした加入、それを指南する情報源の存在が目立つようになり問題視されていました。

経営セーフティ共済の契約を解除し、再度契約して掛金を損金算入する事例等が多数見受けられることから、今回の改正により解除があった後に再契約した場合、解除日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する掛金については、同特例の適用ができないこととなりました。

イメージは図の通りです。

図 経営セーフティ共済に対する負担金等の損金算入の特例の見直し



令和6年度税制改正大綱は、2023年12月22日閣議決定されました。国会にて税制改正法案が可決されれば、新しい税制が施行される流れとなっております。

<Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
今月の開催日は3月21日（木）です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月21日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月15日(金)
4月11日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月5日(金)
5月9日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月2日(木)

<3月カレンダー>

日	月	事項
11	月	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *所得税の確定申告期限及び納付期限 (振替納税は4月23日)
15	金	*贈与税の確定申告期限及び納付期限 *個人の青色申告の承認申請書提出期限 *個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)申告期限
21	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	日	*1月決算法人の確定申告・納付期限 *7月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の4・10月決算法人) *消費税(毎月納付1月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人) *個人事業者の消費税確定申告及び納付期限(振替納税は4月30日)

31日は日曜日のため、申告・納付期限は4月1日(月)となります。



当社は赤い羽根共同募金 寄付付き地域支援プロジェクトに賛同しています